

新むつ小川原開発基本計画素案に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見

新むつ小川原開発基本計画（以下「新計画」という。）は個々の開発事業計画の上位に位置付けられる地域開発計画であり、今般、計画検討の早い段階で、新計画の素案に係る環境影響評価が、施設配置に係る複数の案を比較しつつ行われた。

この結果を踏まえ、自然環境の保全に配慮した土地利用区分の見直し及び保全すべき区域の設定が行われるとともに、大気環境、水環境等への影響を考慮した施設配置の適正化の検討がなされ、これらが「環境保全措置」としてとりまとめられている。また、事業の実施に当たり各環境要素について事業者等が配慮すべき事項等が、「環境配慮指針」としてとりまとめられている。これらのことから、新計画素案に係る現段階での環境の保全への配慮については、適切に検討されていると考えられる。

しかし、新計画が長期にわたるものであることから、計画の具体化の各段階における各種対策及びフォローアップの確実な実施が図られるよう、以下の措置を適切に講じるとともに、本評価書を適切に補正する必要がある。

1. 計画への反映

新計画の策定に当たっては、環境影響評価の結果及び環境保全措置の内容を適切に反映し、計画の早い段階から環境への影響の回避・低減が図られるようにすること。

2. 土地利用の具体化に当たっての適切な配慮

施設の配置など土地利用の具体化に当たっては、環境影響評価の結果及び環境保全措置の内容を勘案しつつ、今後の施設の立地の動向によって環境への影響も変わりうることからその動向も踏まえ、環境の保全について適切な配慮がなされるよう調整すること。

3. 事業の実施に当たっての適切な配慮

- (1) オオセッカ等の重要な動植物の生息・生育地の保全について適切な配慮がなされるよう調整すること。
- (2) 事業の実施に当たり、事業者に対策の実施やその内容の報告を求めるなど、環境配慮指針に基づく各種対策が適切に実施されることを確保するため、貴県が主体的に取り組むこと。その際、将来においてその時点での最新の知見や技術水準を踏まえた対策が講じられるよう留意すること。
- (3) 環境配慮指針は、環境保全に関する諸計画の動向を踏まえ、適宜見直しを行うこと。

4. 環境監視、再評価及び計画の見直し

新計画の具体化の状況を踏まえつつ、環境の状況について適切に監視を行い、その結果を公表すること。

また、新計画は、2020年代までの長期にわたって開発を進めようとするものであることから、今後の具体化の状況及び環境監視の結果等を踏まえ、適切な時期に環境への影響について再評価を実施するとともに、それらを基に、環境保全措置及び環境配慮指針の見直しと併せて、必要に応じ、新計画の内容の見直しを行うこと。